

倉敷市入札及び契約事務に係る不当な働きかけに関する取扱要綱

平成26年8月1日 告示第548号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の入札及び契約事務に関し、職員が受ける不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札及び契約事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職にある者のうち常勤のもの及び同項第3号に規定する嘱託員をいう。

2 この要綱において「入札又は契約事務」とは、本市が発注する建設工事の請負並びにこれに関連する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の委託、製造の請負並びに物品の購入及び修理（以下「建設工事等」という。）に係る入札又は契約に関する事務で、市長の権限に属するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により委任しているものを含む。）をいう。

3 この要綱において「不当な働きかけ」とは、入札又は契約事務に関し、職員に対して勤務時間の内外を問わず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者を競争入札へ参加させること又は参加させないことを依頼する行為
- (2) 特定の者に受注させること又は受注させないことを依頼する行為
- (3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法の選定又は入札参加条件の設定を促す行為
- (4) 非公表又は公表前の建設工事等の名称、概要、予定価格、最低制限価格その他発注に関する情報を聞き出そうとする行為
- (5) 公表前に入札参加者の名称又はその数等を聞き出そうとする行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該行為により特定の者の便宜、利益又は不利益の誘導につながる等、入札又は契約事務の公正な執行を損なうおそれがある行為又は公正な入札若しくは契約事務を確保する上で不適當な行為を行うことを職員に対して要求する行為

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為については、不当な働きかけに該当しないものとする。

- (1) 公聴会、議会、説明会等公開の場において行われたもの

- (2) 住所、氏名及び要望等の内容を記載した陳情書、要望書等書面により行われたもの
 - (3) 窓口業務、相談業務等における要望等で、これを受けることが適正な職務の執行と認められるもの
 - (4) 要望等の内容が単なる問合せ又は事実関係の確認にすぎないことが明らかなもの
 - (5) 通常の営業行為の範囲内であることが明らかなもの
- (不当な働きかけへの対応)

第3条 職員は、不当な働きかけを受けたときは、これを拒否する等き然とした対応をしなければならない。

2 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある要求に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、不当な働きかけ又はその疑いのある要求を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して記録簿を作成する旨及び不当な働きかけに係る依頼等の概要を公表する可能性がある旨を告知するものとする。

(記録及び報告)

第4条 職員は、不当な働きかけ又はその疑いのある要求等を受けたときは、速やかに所定の記録簿によりその内容を記録し、所属長（当該職員が所属する組織（係を除く。）の長をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った職員に対し、必要な助言又は指示を行うとともに、直属の上司に報告しなければならない。

3 所属長は、第1項の規定による報告を受けたときは、不当な働きかけ又はその疑いのある要求について、当該記録簿を契約課長へ送付しなければならない。

4 契約課長は、前項の規定により記録簿の送付を受けたときは、総務局長及び総務部参事（契約担当）に報告するものとし、当該報告の内容が不当な働きかけに該当するか否かについて協議を行い、意見を記録簿に付記するものとする。

(委員会の審議)

第5条 総務局長は、前条第4項の規定による協議により不当な働きかけに該当する可能性が高いと判断した場合には、倉敷市建設工事入札指名等委員会規程（昭和59年倉敷市訓令第1号）第2条に規定する副市長委員会又は倉敷市物品調達業者指名委員会規程（昭和44年倉敷市訓令第20号）別表第1に規定する副市長委員会（以下「委員会」と総称する。）に

において当該事案について審議するため、当該委員長に対して会議の開催を要請するものとする。

- 2 前項の規定による要請を受けた委員会の委員長は、会議を開催し、組織として必要な措置を講ずる必要のある不当な働きかけであるか否かについて審議するものとする。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、不当な働きかけ又はその疑いのある要求を受けた職員の出席を求め、説明を聴くことができる。
- 4 契約課長は、第2項の規定による審議の結果を記録簿に付記するものとする。

(必要な措置の実施)

第6条 市長は、前条第2項の規定による委員会の審議において、組織として必要な措置を講ずる必要のある不当な働きかけであると決定された場合は、その内容に応じて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する場合において、不当な働きかけを行ったと認められる者が入札参加資格を有する者であるときは、入札参加の停止を行うものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する場合においては、不当な働きかけであると決定されたものについて、その依頼等の概要を公表するものとする。
- 4 職員は、不当な働きかけを受けた場合又はその報告を受けた場合であって、その行為が倉敷市職員の公正な職務の執行の確保に関する要綱（平成23年倉敷市告示第49号）第2条第8号に規定する不当要求行為等に該当するときは、同要綱の規定に基づく措置を併せて行わなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。